

第 28 回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 54 分
- 2 場 所 湯河原町役場 第 2 庁舎 3 階 第 1 ～第 3 会議室
- 3 出席者 農業委員 議長 外 9 名
出席を求めた農地利用最適化推進委員 1 名 (欠席: 第 1 ・第 3 区域)
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠 (事務局職員任免)
- 6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。 定刻となりましたので、第 28 回農業委員会の総会を開会したいと思います。 それでは議長お願いします。
議長	こんにちは やっと涼しくなりました。8 月から 9 月に掛けて、農地パトロール、暑い中、ご苦労さまでした。また、9 月に入り台風 9 号で、全国的に被害が出て、町内でも幾つか農業への被害等あったようでございます。後で、役場の方に状況なり対策なり、お伺いしたいと思います。それでは本日の議事録署名委員の指名でございますが 5 番委員、6 番委員の 2 人をお願いしたいと思います。欠席委員は第 1 ・第 3 区域推進委員です。よろしくお願いいたします。 それでは議事に移りたいと思います。(1) 非農地証明について、日程第 1 議案第 69 号について、事務局で説明をお願いします。
事務局	日程番号 1 議案番号 69、非農地証明願の証明について説明いたします (事務局説明)。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	それではこの件について現地調査された、3 番委員、報告をお願いします。
3 番委員	9 月 14 日、5 番委員と 2 人、第 1 地区委員は病気療養中のため欠席ということで、2 人で見てきました。写真で見た通り、サンサン通りに面して、昔は握り寿司を営業し、建物が建っていて、農地ではないということを確認してきました。

議長	ありがとうございました。ただいまの件につきまして、何かご意見、ご質問等ある方はお願いします。 それでは無いようですので、採決を取りたいと思います。議案第 69 号について、非農地証明について、これを証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	続きまして、日程番号 2 議案番号 70 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について、事務局で説明をお願いします。
事務局	日程番号 2 議案番号 70、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について説明いたします（事務局説明）。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	それではこの件について現地調査された私が報告します。
議長	この件について、私と 1 番委員、第 3 区域委員の 3 人で、9 月 15 日に調査をしてきましたので報告をいたします。今説明ありましたように、この土地は元々、もうちょっと広い、上側に現在、保養所が建って工事中ですが、そこの農地として分筆した残り、下の段の農地でございます。 今、上の保養所を購入して、下の土地が少し残っていてどうなるのかなと思って見ていたところですが、今回、こういう形で 5 条の申請が上がってきたというところでございます。 周りは東側道路、西側は農地に接しているというところでございますが、西側の農地には特に影響はなさそうということでございます。但し、この家を建てるところも元々、傾斜地で、その後の写真のように平らにしているわけですが、残ったところが余計急傾斜になって、昨今の大雨等で、今後、残った斜面をどういうふうな形で、土砂崩れといいますか擁壁等の対策をするのかわかりませんが、そのこの工事をしっかりしないと、急傾斜地として心配だなというふうに感じた次第でございます。特にこれを転用するについては問題ないんですが、残地ということで、工事用にここに写真があるように、土を入れて石がありましてこの農地どういうふうにするのかなって、残った農地を整地して、農業栽培でも作物栽培でもするのかなと思っていたんですが、こういう形になったということでこういうふうな形で何か転用の許可をする前に、こういった内容で固めていいことなのかどうか多少心配がありますが、許可をするか確認をいただければと思い、報告を終わります。 1 番委員、何か補足等がありましたら。
1 番委員	よろしいです。

議長	説明は終わりました。何か皆様からご意見ご質問ある方をお願いします。 私の方から一応、確認させていただきたいんですが、説明しましたとおり、このところを造成して残ったところの下側の斜面が急になると思います。そのところを擁壁でやるのかそのままやるのか申請書ではわからないんですけど、すごく心配なんですそういうのは農業委員会として、こういうところに確認をするなり、意見をすることはできるですか。 そういった土砂崩れ等の対策が十分かどうかというのは。
事務局	お手元資料 14 ページ理由書をお開きください。真ん中、中段、またからこのように記載があります。当該地は道路との高低差があるため、進入路及び駐車場、そして建物は敷地の一部に限定されます。 よって、当該地南西側は庭園とし、移住や別荘を目的とした住宅と記載があり、申請人は庭園を考えております。今、議長がおっしゃる南側のさらに下の部分、4 ページをお開きください。公図があります。申請地の赤枠の下側、無番地になっているところですけども、こちらに、今回の転用を受けた暁には土砂等を含めまして落ちないように施工をお願いするしかないと思われます。
議長	お願いをするっていうのはこの農業委員会として、そういった対策をしっかりとやらさいとお願いするということですか。それとも、例えば、この建築をするときに、庭の崩れるところだけではなくて建物も崩れたりして、何か影響があるといけないんですが多分建築確認のときに、そのところの崩れないようにする対策はチェックをされるのではないかと思うんですが、残った庭も含めて、土砂の崩落対策みたいなものは農業委員会として必要ですか。
事務局	転用目的が建売住宅として提出されているとおり履行するだけでありまして、農地法につきましては、建物を造られた後、転用事実確認願等が終わり、地目が変わってしまいますと、宅地になってしまいます。農地が農地のままの状態であれば、農業委員会として、農地保全の役目をお伝えは出来ますけれども、この履行を竣工した暁には宅地として農業以外の対応をしていただくことになります。
議長	転用許可をする時に、何かそういった対策あるいは注意を喚起するとか、それはできるんですか。これだと、どういうふうに擁壁を造るのか何もわからない。特に擁壁を造るとか書いていないから、自然の状態のままなのかもしれないですけども。
事務局長	16 ページの見方がなかなか難しいと思います。下側が緑で書いてあるんですけど、これは土端、そのままの形です。それでやります。ただ、今後、建物を建てるにあたって、擁壁を立てるかどうかわかりませんが、建築基準法上、別にここに擁壁を立てなければいけないことはないと思いますので、関連所管関係の方からの指導はないと。ただ、ここが今現在、宅地造成規制法になっているか覚えていないです

	けれども、宅造法が関係してくれば、きちんとしなければならないですが、農業委員会の方からこういうことですよと言っても、ただの話だけにしかならない。農業委員会としての効果はない。
議長	法的な効果がないってことですね。
事務局長	あくまでも、農業委員会は農地法に対しての、担当が言ったとおり、農地法に対しての言葉のとおりです。
議長	逆に、最終的に農地法の許可を出すのは県ですけども、農業委員会はここを整備、開発をした時に責任はない。多分崩れたりなんかしてね。
事務局長	特に、農業委員会はないです。あくまでも農地法の話だけになります。悪く言えば、縦で割っている感じですけど。
議長	はい、わかりました。ありがとうございます。
9 番委員	当該地の南側、道を挟んで下側は農地ですか。
議長	6 ページ、地積測量図でいうと、この下に道路があります。ここですか。凡例が書いてあるところですか。
9 番委員	そうです。この辺りは農地ですか。
事務局	5 ページ、位置図をお開きください。赤い形で申請地と書いてあり、南側下側ですけど、農道がありまして、さらにそこの三角地白地になっているところを 9 番委員が指摘されていますけれども、先日、当総会にて、非農地証明を出したところでございます。農地ではございません。
9 番委員	はい、わかりました。
議長	そういうことでこの総会で前々回、審議していただいた場所が今、おっしゃった場所にあたります。 まだ、特別に何か状況は変わっていません。
9 番委員	ご存知のように、かなりの急斜面、例えば、農地に対して宅地から泥が落ちてくる。もしくは、道路の方から農地へ入って危険性を感じたならば、十分配慮してくださいというような表現は可能かなと感じた次第です。でもそうでない場合には、事務局がおっしゃる通りかなと思います。

議長	ということで、農地が下側は農地ではなくなった。西側になにかあって崩れたら影響がある。そこはそんなに受けるところではないので、今回の開発に伴って崩れたということにはならないと思います。今回の開発がもし崩れるとするならば、今、話のあった非農地証明を出したところへ流れていくと思われる。専門家ではないのではっきり傾斜の方向からすると。
9 番委員	宅地に開発するにあたって、やはり、物は上から下に流れ、道も含めて、土砂が農地に対して流出しないような工夫等が望ましいという表現が農業委員会からどうでしょうかという考えでございます。
議長	事務局よろしいですか。 これを採決で許可相当とし、県の方に出した時に、県の方に湯河原町農業委員会からそういった懸念があるので、県の許可をする時に、何か注意してもらえる、県から注意を促すとか、そういうふうに言えることができるんですか。農業委員会からこの開発申請者に何か言う立場ではないような気がしますけれども。
事務局長	進達ができるかどうかやったこともないので分かりませんが、逆に、あまりそのようなことを言わない方が私はいいと思います。なぜならばタッチしたことになりますので、崩れることに対してのことを話したことになりますと、そこまで農業委員会は、口を突っ込んでの話が出てくると思いますので、やんない方がいいと思います。ただ、調べてはおきます。そういう進達ができるか。
議長	わかりました。よろしいですか。特にご質問ご意見ありませんか。それではこの案件について採決をとりたいと思います。日程第 2 議案第 70 号の建売住宅について許可相当とすることについて賛成の方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	はいありがとうございます。全員賛成で許可相当とします。議案は以上でございます。 5 番のその他に移りたいと思います。(1)調査案件地区割振図案について、説明をお願いします。
事務局	(1)調査案件地区割振図案について、説明します。 継続・審議中でございますけれども、先月の総会以降、事務局へ回答をいただいておりますので、確認をさせていただきます。 お決まりでしたら事務局へお渡してください。 足りない資料がございましたら、事務局へお声掛けください。 もし今日お決まりでしたら、お願いします。

議長	この件につきまして、8番委員と終了後、打合せし報告したいです。 (2) 神奈川県農業委員会活動推進大会について、説明をお願いします。
事務局	(2) 神奈川県農業委員会活動推進大会について、説明します。 11月6日、水曜日開催ということでお話をさせていただいておりますけれども、足柄下連合会の方の取りまとめがありまして、できればこの総会に出席の方に参加・不参加の決を取らせていただければと考えております。よろしいですか。 行かれる方、挙手をお願いします。参加できる方
議長	参加できる人、推進委員さんをお願いします。
事務局	11月6日、水曜日でございますので、元々ご予約が入ってる方もいらっしゃると思いますし、どうしてもという方もいらっしゃると思いますので、確認をさせていただきます。 議長と8番委員、7番委員、6番委員でよろしいですか。参加の報告をさせていただきます。また、追って参加の方につきましては当日の行程等を示させていただきますので、改めてよろしくお願いいたします。
議長	続いて、(3) 湯河原眺望ガーデン菜の花草刈り等について、事務局から説明をお願いします
事務局	(3) 湯河原眺望ガーデン菜の花草刈り等について説明します。 お手元のA4資料で、湯河原眺望ガーデン菜の花草刈り等参加予定表をお開きください。吉浜小学校4年生ということで、昨年から3年生改め4年生に変わりましたが、吉小の方へ確認しましたところ、種まきを24日の木曜日に実施をお願いしたいということで、ご連絡がありました。現地の農薬散布等につきまして、業者の者と確認したところ、14日、月曜日ぐらいまでに終わりにしたいということでありまして、事務局の方で16日水曜日から金曜日までの午前午後という形で考えております。一番下の24日の種まきには委員さん皆様全ての方ご賛同していただければと思います。万が一その日が雨の場合は吉浜小学校の生徒さん無しで28日の月曜日を予備日と考えております。なお、こちらの提出につきましては今日の総会あるいは後日でも構いませんので、9月の30日、月曜日までご提出の方、お願いします。
事務局長	お話をさせてください。草刈等と書いてありますが、草刈は業者へ依頼します。今回皆さんにはここに書いてあります草寄せ、耕うんです。それを3日間の中でやっていきたいと思っております。 あとは賃金につきましては去年と同じ賃金で考えています。1日出ますと、1万6,500円です。草寄せの時はできる限り機械を持っておれば、機械を貸していただければ助かります。

事務局	続いて、会長へ申し訳ございませんけれども、農協関係のところから耕運機を借用していただければと思います。
議長	農協関係ではなく、吉浜の営農基金
事務局	貸し出し簿とか、会長へ今年もお願いします。
議長	2台借りていますね。
事務局	また確定するにあたって、16日から18日に決まったら押さえてください。お願いします。
議長	最初、業者がこれをやる前に、14日ぐらいまでに、業者が草刈りをする。刈ったものを我々が寄せて、中耕する作業があるということですね。わかりました。できるだけ皆さん、ご協力をいただいて出れる日に印を付けて提出をお願いしたいと思います。なにかこの件についてご質問等あればお願いをしたいと思います。去年ですか。発芽が悪かったですが、私も状況を見てなく、なぜ悪いのか原因がいまいちわからない。なにか原因がある程度わかって対策が講じられたならば、やるとすればその種を撒く前ではないかと、なにか考えがありますか。
事務局長	以前、皆さんの前でお話しさせていただいて、色んなご意見いただきました。向かって左側、西側、城堀側の2段あるところに関しましては寄せないで、耕うんしないで種を撒いてみる。そういうような形で試験的に、場所ごとに考えてみようかなと思っていますが、一番大きい城堀側のところでやってみようと思っています。また、種につきましては一応、去年と違うものを購入いたします。一昨年まで使ってたものです。去年は農協さんからお願いしましたけど、一昨年まで使ってた種をまた1回戻してみてもやってみようとは思っています。それで自然的、良いところがあれば、出てくれば今後やって流れをつかみたい。あと、石灰を撒きます。
議長	1回、土の分析をしてもらった方がいいような気がするけど、その期間もない。難しいかもしれない。
9番	肥料を撒かないと。
議長	肥料を撒いていない。

6 番委員	自分が見て観察した感覚ですけれども、原因の一つ目は事務局長が言われたように、前にも言ったけど、耕うんして表土がサラサラで雨とか風が吹いた時に舞っているのではないかな。特に下の方へ流れているのではないかと思います。だから、傾斜がついてる下の方がやけに発芽量が多い。それともう一つ、草を寄せる時に上辺に寄せるのが大変だから下の方へ引っ張る。それが堆肥になり、下の方に肥料が効いて発芽しているのが広く見えるのではないかな、二つぐらい考えられると思う。その辺も加味して、今言ったように、場所によっては草を刈ったままで1回播種してみる。撒いてみるだけに、草を寄せるにも上辺の方へ寄せてみるのは大変だけれども、そんなところが一つの対策方法ではないかなと思います。大体その2点ぐらいかなと思います。とにかく斜面がついてるから雨や風で流れる。片側に寄って寄ってる方に草がたくさん寄せたから、また、堆肥となって余計草が伸びてしまう。差が出るように見えてしまうと感じます。
議長	上の方は発芽が悪かった。 全体の上部の方は悪かった。
6 番委員	手を掛けて悪くなったと思われる。
議長	業者に草刈りをお願いするのはどういう形で業者の人をお願いするか分からないけれども、刈り払い機で長いのだ切るのではなく、ハンマーナイフモアみたいなもので粉々にして、そのまますき込めるようにすれば、それが肥料になったりするのがいいのではないかなと思う。そういうことは出来ないのですか。業者へ草刈りを依頼する際に。あれぐらい広いと、業者が機械を持っていればハンマーナイフモアを使うと思う。刈れると思う。斜面だったり不整形な土地があると効率が悪い。走りにくくて。
事務局長	今のお話につきましては、業者の方に確認してみたいと思います。
議長	ハンマーナイフモアを使えば草を整地しなくてすむし、随分、楽です。どこの業者へ頼むか分からないけれども、多分、持っていれば使うと思う。刈り払い機でやってくださいと特に指定しなければ、話が早いし安全だし、段々があるところは移動するのが大変だけど。ほかになにかご意見ありますか。
3 番委員	耕うんの集合時間は9時だと思うけど、種播きも集合時間は9時か。
事務局	草寄せ、耕うんにつきましては9時をめぐにお集まりください。種まきにつきましては小学校と調整させていただきますので、追ってご連絡します。

議長	日程が決まったら通知に集合時間等を書くと、多分、9時ぐらいではないかと確認していただいて。
事務局	これから皆様にこの予定表を提出していただきまして 日が決まりましたら、ご参加できる方にご回答させていただきます。
議長	よろしいですか。あらためて、通知で時間がはっきりすると。
1 番委員	草寄せ、耕うん、種播きの日に予定が入ってしまっている。
議長	予定表を出して、できるだけ、皆さん、ご協力をお願いします。9月 いっぱいに出していただきます。 続いて(4)地域計画の策定に向けた取組について(案)、説明をお願いします。
事務局	お手元のA4縦その下、A3の横図面がありますけれども、そのまま ちょっとお読みさせてください。改めて机の上に、水色で農業経営基 盤強化促進法の解説の本が皆様のお手元にあると思いますけれど も、202ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法の解説、 202ページでございます。A4の資料から始めます。地域計画策定に 向けた取り組みについて(案)でございます。 【法律】「地域計画」は農業経営基盤強化法「(以下、基盤法という。)」 第19条により、各自治体で令和7年3月末までに策定する必要がご ざいます。 【目標】「地域計画」の法定化により、「将来、誰が地域の農地を利用 し、守るか」、また、「地域農業を支える環境をどのように維持・発展 していくか」、10年後の将来像について話し合っ、「地域計画」の 策定と「農地バンク」へ移行するものでございます。 【農地の貸借制度】基盤法の改正により、これまで行われてきた基盤 法による農地の貸し借りの手続き(農用地利用権設定)が出来なくな ります。令和7年3月31日までの猶予期間まであります。 令和7年4月から、農地の貸し借りは、農地法第3条による申請許 可を受けるか、「農地バンク(農地中間管理機構)」事業の2通りとな ります。現在につきまして、諸案件が農用地利用計画で出ております けれども、直近につきましては、農業会議を通して貸し借りを契約を 得た形で、こちらの総会で審議をいただいているところでございま す。変わりなく引き続き前倒しで当農業委員会が事務処理をしたい と考えております。 以下、表の方ですけれども、今後のスケジュールとしまして、 1 地域計画素案の作成は、今まで人・農地プランで作成したものを運 用してまいります。 2 目標地図素案の作成9月、今日の農業委員会の総会にて諮るもの です。 3 今後ですけれども、協議の場の開催、地域計画案の説明会、関係者 意見聴取を11月、この11月は関係者から意見を求めなければいけ

ないという形で法律上書いてございまして、農業委員会の皆様、農協の団体、こちらにはないですけれども、土地区画整理団体等がありますけれども、農協さんからご意見をいただくような手配を取らせていただき、今後の予定は11月に農協の関係者がお集まりになる日があると伺いましたので、その日に意見を聴取したいと考えております。以後、協議の場の公表、地域計画の公告・縦覧、最終的には地域計画策定の公表という形で町のホームページに載せるような形を考えております。今年度につきましては、この取り組みの下地のベースを作ることが目的でございます。なお、一部農地の修正・変更、色んなことがある場合は、一番下、次年度以降、随時、地権者・関係者等から情報提供を受けまして、地域計画を実現するための実行、地域計画を随時更新していきたいと考えております。もう1枚、A3ですけど、全部で5枚ございます。湯河原町全体の全体地図としまして1枚目にあります。こちらが農用地、農地を農地のまま保全・集積等をしていただくところになるんですけれども、まず、湯河原の中で第1地区としまして、城堀、大字城堀地区をまとめた形があります。第2地区としましては、3個ありまして、鍛冶屋・吉浜の大字それぞれの位置図となっております。1枚めくりまして、第1地区城堀でございます。こちらの中央右側のところに青い線が書いてありますけれども、この青い線から左側が城堀地区でございます。2枚目以降、2枚目の3分の1、3分の2、一番最後のページにつきましては、3分の3につきましては、先程の青い線が書いてありますけれども、こちらは右側がその地区となっております。こちらの色別になっておりますのは、先程申しました人農地プランです。第1地区のページにお戻りしていただいて、恐縮ですけれども、第1地区の凡例という形で書いてありますけれども、①から⑥、枠外に赤い枠、緑の斜線という形になっております。当時、アンケートを聴取し集計まで至ったのがこちらの①から⑥となっており、現在こちらに書かれております農地は、3,000平米以上の農地のみとなっております。1番の耕作中、10年後は耕作継続中、以下このような記載を基に分けております。赤い枠につきましては規模拡大の希望があるという土地所有者の意向があります。また、この①から⑥及び赤枠以外が一番下の農振農用地、こちらの図面で斜め斜線で書いてあるところにつきましては、この農用地でございます。先ほど申しましたアンケートの3,000㎡以上で回答を得られなかった方及び3,000㎡未満の方と該当地がこのように点在しているところでございます。人・農地プランの段階でそのときの10年度後がどのような状況にしたいかというのが①から⑥に分かれた形でこの色別になっておりますけれども、その後の直近の状況を含めて、また将来どのように自分の農地を耕作あるいは貸し借り売却等を考えておるのは、また今後一筆ごと、あるいは所有者ごとに、確認するところになりますけれども、現在のところはこの人農地プランで得られたアンケート結果をまとめたものでございます。大きく分けた形の大字ごとの分割となっております。説明は以上です。

議長

只今、説明がありました。皆さん、なにかご質問等がありますか。

事務局	途中途中に目標対象物ではございませんけれども、公園とかその辺のわかるものは記載してありますので、土地の位置情報はそちらで確認していただければと思います。
事務局長	今の話の中で間違いが結構ありまして、城山学園の位置が違うとか、城堀児童遊園が城堀公園とか、細かいところはまずは考えないでください。
議長	なにかご質問等あればお願いします。
3番委員	No. 1、2、3で3の地域計画案の説明会を11月に予定しているみたいですが、湯河原支店管内だと城堀だけ関係するということでしょうか。
事務局	今の城堀の農用地のみということでおっしゃる通りです。
3番委員	他の地区は関係ないということですか。
事務局	農協側2支店ございますので、湯河原支店側と湯河原中央支店側に分けさせていただきます。今、3番委員がおっしゃる湯河原支店側の城堀の場所、その他の吉浜・鍛冶屋につきましては湯河原中央支店側で、お話をさせていただきます。
3番委員	城堀が関係しているので、他の地区は関係ないか聞いています。
事務局	農用地の限定として作成を考えておりますので、城堀のみとなります。
3番委員	分かりました。
議長	今、お話があった農用地を限定して、この素案を作ると、農振農用地になっていないところは対象外になるということですか。
事務局	農業振興地域の農用地あるいは農用地以外で、青字か白地かと言った方がよろしいでしょうか。青字の方は農用地ですが、白地は農転が可能などにつきましては、今回の対象から外しております。以上です。
議長	なぜ農振だけ選んだいうところ、農振農用地、それ以外の農地、農振にも指定されていないところは、人・農地プランでは、町内全域を対象として、農振に指定されていないところも、人・農地プランでは対象になっていた。今回、農振・農用地に限定する理由はなにですか。あるいは法的に問題はないのか。

事務局	法的には問題ございません。各市町でプランを考えたものを前提に作成してくださいというのが国の方針でございます。それと今回は農用地の指定につきましては、先程の 3,000 m ² を含めました農用地のアンケートをいただいたところだけでございます。農用地で集積が可能かも含めまして、固まってるところを選んでおります。
議長	前回、アンケートを取った 3,000 m ² 以上の農地を選んで対象にアンケートを取った、そのときには、農振の中の 3,000 m ² ということではなく、町の農地の中の 3,000 m ² 以上ということではなかったではないですか。人・農地プランは全体がそうなっている。農用地に限定していると説明になっていない。これ以外に 3,000 m ² 土地・農地があるかもしれない。
事務局	先程申した通り、緑の斜線の中に 3,000 m ² の土地もありうるし、3,000 未満の土地もあります。色付けされておるのは 3,000 m ² 以上でアンケートにご協力して回収ができたところ、こちらの凡例の①から⑥にお答えをいただいたところのみでございますので、3,000 m ² 以上お持ちの方でアンケートにお答えがされてない方につきましては、この色別以外の緑の斜線のところに入っています。
議長	農振だけを今回選ぶのは説明になっていない。 人・農地プランは農振とは関係なく実施していないですか。
事務局長	今回、人・農地プランが法定化されて、地域計画という形になってこの地域計画に指定しないと、いわゆる土地の意向、ここに書いてある通りここを譲りたいんだけどまだ決まってないとか、他の土地が欲しいけど、まだ決まってない人は多分あると思います。それはアンケートでは分らないような話、個別案件にしかならないような話になります。ただ、白地に関しましては、宅地にもできますし、条件によってです。それぞれ権利があるわけですが、その権利はその中に入れてしまうと、そのために、また、地域計画をやり直さなければならなくなってしまう。白地に関しましては権利を守るために抜きました。青地に関しましては、農地だけしか使えませんので、今後移行したいとかいう話につきましては、それぞれ個別案件で見ていただいた上で、地域計画をその度に変えていくという考えを持っております。
議長	わかりました。さっきの最初に戻りますが、1 の紙で表がありますけど、No.3 のところに協議の場の開催、先に質問がありましたが、説明会ってのは農協の誰に説明会をするのか。農協の組合員にするのか。ここのエリアに含まれる。城堀なら城堀に農地をお持ちの農協組合員に対して説明会をするのか。あるいは、吉浜の土地を持っている組合員に対して説明会をするのか。農協と言っても組合員なのか意味が良く分からないですけれども。

事務局	11 月開催の各農協支店におきまして、農協の組織が、私が不勉強で申し訳ございませんけれども、組合員全体ではなくて委員さんになるんですか、この席で言う農業委員さんという立場の方と同様に。
議長	支店運営委員会のことを言われてますか。
1 番委員	委員になっています。
事務局	おっしゃる通りだと思います。 その支店運営委員会の運営委員という形でよろしいですか。
1 番委員	いいと思います。
事務局	そこですと、各地区及び湯河原支店・湯河原中央支店の代表に選出された委員さんが組合員のまとめ役として出られてる運営委員会 その席上で、今、各支店長と調整を図っているところでございます。
議長	私はこの支店運営運営委員会の組織について、設置目的はよく知らないですけれども、その人達が代表者として、こういう農地のことについて代表的な意見を述べられる代表となりうるのか、立場上。 支店運営委員会として活動されていますが、皆さんの意見を言える立場なのか、支店運営運営委員とは。
1 番委員	今議長が言われた支店運営委員の中で答えかそういう意見が言われたけれども、本当は各支店に組合員さんが皆集まって、そういう会議を開けたらなにかそういうふうに沿っていくけれども、とりあえず事務局が言うのはそういうふうに行っていると湯河原支店・湯河原中央支店運営委員会でそれぞれ違う。だから、項目によって違うから、だから組合員全員座談会でそういうのであれば、議長が言ったようにそれで限られた委員が出ると思いますが、それでも、今の内容だとして各支店運営委員会てやりますということなんだから。
議長	通常というか、他の審議だと、住民説明会みたいな形で、ここのところに地域、農地を持ってる方、こういった協議の場を作り、皆さん来てくださいというふうな形でやる例が多いんですけども、うちの場合はその支店運営委員会の人の意見を聞いて終わり、済まそうとその理由ってのは。
事務局長	人・農地プランの時、湯河原町はたまたま、人・農地プランの実質化にあたって、遅れてまして策定しました。今回、この地域計画に関しての意見聴取については近々で行っている場合は、それを免除してもいいとそれを人・農地プランの意見として扱ってもいいということになっております。それで、本来ならやらなくてもよろしい形になっているんですが、一応運営委員会にお諮りしていただいて、結局、

	こんな難しいこと書いてありますけど、はっきり言って今までと変わらないですというような説明になります。そのようにお話をさせていただいて終わりにしたいと思っております。
議長	そう変わらないと思うんですけども、この法定化されても現実的に、地図を作ってもそんなに変わらないですけども、皆さんいろんな情報を得た中で、湯河原町どうなっているのか、人・農地プランをつくる時、何年か前に、説明会をやって皆さんから意見を聞いて、あまり意見もなく、正直言ってこれという建設的な意見も出なかったですけども、またやるのはいかがなものかと気がしますが、でも、数年経ってこういった法律的にも、しっかりしてやることは、なにか意見を言いたかったのか、最近になって、そういった人の意見なんかは硬く言えば公告・縦覧があるからその時に言えばいいのではないかというのかもしれないけれども、そうしないにしても、そういった意見を求めるかこういうのが作成中ですので、役場へ申し出てくださとか、なんか決まってこうなりましたとか、前回のこれで、このままでおしまいではなくて、なんか一定期間をもって、意見がないかもしれないですけども、なんか自分たちのこの色を塗ってないところもたくさんありますけれども、こうしたいと意思表示したい人が出てくるかもしれないですけども、斜線の土地も結構あります。意見が得られなかった、アンケートで、そういう人達と特に、数年経ってこうしたいと、貸したいとか売りたいとか、そういう状況になってきたとか、そういったことをなにも取らないで、こうなりましたと支店運営委員会で終わりにしていいのか心配はある。
事務局	A 4 の一番下にも書かせていただきました。重複して申し訳ございませんけれども、随時地権者関係者から報告を受けまして、また、変更等がありましたら、そこで反映させていただくように。
議長	来年度以降だから、今回つくる時の話で、次年度以降で当り前なんだけれども、今回最初、工程計画を作るにあたって、当時、意見を出せなかった人、あるいは気が変わった人などの意見は、なにか取れるような体制が必要じゃないかなと思います。それから No. 4 の協議の場の公表とはなんですか。
事務局	No. 3 でご意見等、何かあった場合、No. 4 で公表するという形でございます。
議長	そのNo. 3 で意見が出てきて。
事務局	意見ある、なしです。
議長	その結果を公表すると。

事務局	おっしゃる通りです。
議長	協議の結果、No.3の説明会で意見を聞いたりした結果を公表ということですか。
事務局	おっしゃる通りです。
議長	皆様から何か、ご意見があれば、ちなみに、支店運営委員会の事務局の方、農協支店の方にはこういう形でお宅の方から意見を出していただく予定ですっというような話をしておりますか、あるいはそれが他の意見を聞かない、個別になにか今私が言ってきたように、個別に意見が聞ける場があるかもしれないですけども、組織、協議の場を設置して説明会をやって、できたということになるわけです。支店運営委員会だけなのか、そして農協が良しとして内諾は得ていますか。
事務局	まず町としまして、各農協さんにこのようなお願い事があるということだけで、今細かい話は今後詰めて当日を迎える形になっておりますので、今のところは開催時期をいつにされますかという確認だけで止めております。
議長	この支店運営委員会に、この意見、協議を委ねてしまう。実質上、運営委員会がそれでいいならまだしも、いやそれは無理すぎて責任が取れませんという可能性はないか。それが心配だから内諾を得たかということです。支店にとってみれば、支店運営委員会の人に聞きました。また、組織があれば、違うところに聞いています。なにか意見を聞く一つとして我々は意見を言いますというなら、色んな方面の意見を聞くということで、納得されやすいかと思われます。ここだけですか。
事務局長	基本的には人・農地プランで意見は聞いてますという流れを取っております。あと、実際、まだ農協の方に細かい話が出ていないのはこの図面ができて、農業委員会の方でこの図面を作らなければならないことになっております。出すわけにはいかなかったです。
議長	図面なくても話してくれていいかなと思います。
3番委員	支店運営委員会だと話けど、湯河原支店の場合だと、関わるのが城堀だけだから、他の地区の運営委員を集められても、時間の無駄ではないか。城堀生産組合と話し合ってもらえれば済むのではないか。
事務局	3番委員がおっしゃるのに対しまして、各支店でその支店運営委員会が各地区、皆さんが集まっている日が多分、1日ぐらいしかないかと思われます。その席上で、湯河原町として、このようなお願い事に説明をさしていただきたい時間を取らせていただきます。

3 番委員	他の地区が説明を受けても、考えようも答えようがない。ものが言えない。それなら城堀と話したらいいと私は思います。
事務局	ご意見はわかりました。
議長	生産組合があるところは城堀と。
3 番委員	4 地区ある。
議長	中央は鍛冶屋、吉浜がない。組織がない。
3 番委員	湯河原はある。関わるのは城堀だけだから、他の地区の者を集めても物事も言えないし、考えも及ばないと思う。それを集まってもらっても。他に城堀生産組合の組織があるから、そこだけで十分ではないかと思います。
議長	生産組合があるところは生産組合を重視したほうがいいですね。
事務局	3 番委員がおっしゃることが重々わかりますけれども、一応、農協支店単位でお願いするところでございます。その中に各生産組合が分かれていらっしゃると思われまますが、席上では支店単位で説明をさせていただきたいと考えております。お手元の農業経営基盤強化促進法の解説の 192 ページをお開きください。一番最初の 1 項のところですよ。後ろの方に、農業協同組合という形で文言が入っておりますので、農協さんという形の中で支店がありまして、支店が各生産組合の取りまとめだと思われましますので、支店という形でお話を設けさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。今の発言を下げさせていただきます。すみません。お手元の先ほどの 202 ページにお戻りいただきまして、隣の 203 ページの方に参ります。第 19 条の第 6 項の方です。こちらでした。すみません。こちらの農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区から意見聴取をという形になっております。そこで先ほどの説明に重複しますが、湯河原町には各支店が二つにわかれており、生産組合が存在いたしますけれども支店宛にお話をさせていただきたいと考えております。
議長	ここにあるのは地域計画のことを言っているので、目標地図を含む地域計画をこの No.3 の 11 月にやるってことですよ。
事務局	おっしゃる通りです。

議長	地図と一緒に。なにか目標地図を定める、案を作る時、どういうところに意見を聞きなさいとあったような気がする。これだけ、今日、目標地図素案が前回の人・農地プランでやってきたその中の農用地のどこだけ、抜粋した図面が出てきたけど、地域計画の素案はどこにあるか。素案の作成がない。
事務局	人・農地プランで作成したものをベースにしまして、法定化になるにあたり、今回それを湯河原町としまして、農用地だけ、それとアンケートを受けたもの、今後の利用結果、利用をどうしたらいいかというお示しがあったものを図式したものを城堀、鍛冶屋、吉浜の3大字でまとめた形をとらせていただいております。
議長	それは目標地図の説明があって、それを含む地域計画の案という、それを出さないと、人・農地プランと同じかもしれないけれども、地区名も違うし、新しいものですと、農業委員会は聞いてませんということになるんじゃないですか。いきなり、11月に農協の方に預かり知らないところで、地域計画案が出されるわけですか。
事務局長	申し訳ない。実際のところ地域計画案が今あるかという、今はないです。今回はあくまでも、農業委員会の方で目標地図の素案の作成だということでしたので、目標地図を出させていただいた上となっております。これがよろしければこれプラス地域計画の素案を次回にプラスすることが可能だと思います。それを持っていってと思います。あくまでも、素案の地図を出すという話だったんで、地図のことしか考えてなく、今回の表紙につきましてはこんなことがありますよというものを示させていただいたと思ってください。
議長	そういうステップを次回の農業委員会総会の時にやっぱり出してもらった方がいいと思います。全く同じ、比較してないからわかんないんですけど、人・農地プランで書くべき項目と新しい今度地域計画は全く同じだったらば中身は同じです。表題が違うだけですと、その説明だけで済んでしまうかもしれないですけども、まだ足りない、変わってることなど説明していただければ。
事務局長	基本的にはほぼ変えないというか、全く変えない考えです。人・農地プラン、湯河原町は人・農地プランのままですね。移行できる形で考えております。
議長	一応紙出してもらった方がいい。
事務局長	その中でご意見があれば、お話いただければ。

議長	そうしないと、そのステップを踏んでもらって、11 月になんか我々の知らないうちに、農協支店運営委員会の方へ意見を聞いて、ありませんでしたということになってしまう。それは次回の 10 月に地域計画の素案を出していただいてほとんど変わらないということなので、準備はできると思いますので、地域名が変わったなど多少はあるかもしれませんが、目標地図は皆さん、どうですか。目標地図の素案を農業委員会が作ると求められていて、今日、こういう形で提案があったとございますが、今日、結論を出さないといけないですか。例えばこの 10 月までに意見を考えていただいて、10 月に素案でいいですと、あるいは意見があればそれまでの間に役場の方に言っていただくとか、全体の方針というか流れは、今日示された説明があったと思いますが、個別の、地図を見た時に個別にこの緑色がどうこうはなかなかできないですけども、こういう状況を見て、こうした方がいいんじゃないか。
事務局長	意見が、図面だけなんで、結局、自分たちのところがどうかということぐらいしか多分出てこないと思いますけど、あとは白を入れるのかとか、あれば随時、事務局の方に言っていただければと思います。
議長	とりあえず、ここのエリア設定、例えば第 1 地区は城堀です。第 2 地区が鍛冶屋・吉浜の 2 つに分けて、それぞれ農振農用地がこの地域計画の範囲です。それを確認した方がいいんですね。スタートが決まらなないと、その辺は皆さん、ご意見どうですか。
事務局長	この場でお話させていただいた通り、農振農用地に関しましては農地から農地までとしか言いようがありませんので、これを地区計画とした方が良くと思っています。先程申し上げた通り、白地に関しましては、農転がかなりできる可能性がありますので、それは抜かしてこの中の計画には入れないというのが事務局の考えですので、ご理解いただければ助かります。
議長	よろしいですか。ということで何かお気付きの点、つまり、次回の農業委員会総会、10 月の総会にはこの素案を確定するみたいな感じでよろしいですか。今日はいきなり出されても、こういう方向でやっていくとか、いきなり言われても分からないかもしれない。
事務局	今回の総会につきまして、皆様ありがとうございます。継続的に来月の総会にまた審議をさせていただく中で、ご意見等につきましての締め切りを決めていただければと考えておりますけれども、いかがでしょうか。
議長	どれぐらいのスケジュール感と意見取りまとめ、意見があれば取りまとめた結果はこうでしたとか報告をしなくてはいけなくなるわけですが、その期限を考えたときに、そちらで設定されたら大体これくらいですか。
事務局長	今日から 10 日間くらいでどうですか。 10 月 5 日でどうですか。

議長	10月5日は土曜日なので、意見があれば10月4日、金曜日まで役場へ出してください。この件については以上でよろしいでしょうか。ありがとうございました。 以上で第28回の総会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。
	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 露木 洋一
	議事録署名人
	5 番 荻谷 和彦
	6 番 二見 浩一